

---

## 韓国保険契約法改正の現況と主な改正論点

延世大学 金 星泰

### 1. 改正現況

本稿は、韓国の保険契約法（商法保険編）の改正案について、2008年8月6日、第18代国会に上程された政府案を中心に、改正の主要内容を概観し、その立法趣旨を説明することを目的とする。もともと、本格的な改正作業は、2007年の初めから政府（法務部）の積極的な発議で始まり、2007年8月、改正委員会が出した案が公聴会を経て、2008年1月4日、第17代国会に提出されたが、国会が新しく構成されることになり、再上程されたのである。

改正案が国会を通過していない状態でまだ政府案に留まっているだけに、確定的な内容として紹介することには躊躇される面がある。本報告要旨では、紙面の制約上、主要な改正項目を通則、損害保険、人保険の順に簡単に列挙することに止める。

### 2. 主要改正論点

政府案の内容のなか、主要なものを列挙する。

#### (1) 保険編通則

1) 保険契約の最大善意原則の明文化（案 638 条）：保険契約は、当事者双方間における高度の信頼関係を前提とする、いわゆる最大善意契約（a contract of ubrima fides）である。これは、長い保険発達史のなかで各国が確固として認めてきた保険契約の大原則であるが（イギリス MIA 第 17 条）、今度の改正では、保険契約当事者間の基本的行為規範として作用して保険の健全性を確保し、法規定が不備である場合に裁判の援用規範として機能することができるよう、最大善意の原則を明文として規定することに意見が集められた。

2) 約款交付・説明義務違反に対する保険契約者の取消権行使期間の延長（案 638 条の 3）：現行法は、保険者が保険約款の交付・説明義務を違反した場合、保険契約者に保険契約が成立した日から 1 ヶ月以内のみ取り消すことができるようにしている。しかし、この期間が短すぎるとの批判論を受け入れ、契約者が保険証券を受けた日から 3 ヶ月以内に取り消すことができるように、その期間を延長した。

3) 保険代理店などの権限（案 646 条の 2. 新設）：保険取引補助者の権限を明確にする次元で、保険代理店などの権限（保険料受領権、保険証券交付権、申込み・解約などの意思表示

---

の通知権・受領権）などに関して詳しい規定を新設した。

4) 告知義務などと因果関係のない保険事故：保険者の解約権の認定（案 655 条）：告知義務違反などと保険事故の間に因果関係が認められなくても、保険者が保険金は現行のように支払うが契約は解約できるように明文で規定した。

5) 保険詐欺防止のための規定（案 655 条の 2 および 657 条の 2 新設）：保険契約が詐欺により締結された場合には、その契約を無効とし、保険金請求が詐欺によりなされた場合には、一定の要件のもとで保険者が免責されることにした。

6) 相互保険、共済などへの準用（案 664 条）：実質が保険事業である共済（および類似保険）については、その当事者間の関係に保険契約法すなわち商法保険編を適用することにすべきであり、これを明文化した。

## （2）損害保険

1) 重複保険関連規定の整備（案 672 条、725 条の 2 および 739 条 2 項、案 672 条の 2 新設）

2) 保険目的の譲渡：譲渡人などの通知義務違反の効果の具体化（案 679 条）

3) 損害防止義務：義務違反効果および防止費用の負担限度設定（案 680 条）

4) 家族に対する保険者代位の制限（案 682 条新設）

## （3）人保険

1) 年金保険関連規定の整備（案 727 条および 730 条、現行 735 条および 735 条の 2 削除）

2) 身神薄弱者の生命保険加入の許容（案 732 但書新設）

3) 生命保険における保険者の免責事由の具体化（案 732 条の 2）

4) 他の生命保険契約の告知義務（案 732 条の 3 新設）

5) 生命保険受給権の部分的差押禁止（案 734 条の 2 新設）

6) 団体保険の要件明確化（案 735 条の 3 第 3 項新設）

7) 傷害保険の免責事由規定の新設（案 737 条の 2 新設）

## 3. 結論

本改正案は、これから国会審議手続きを控えているところ、現在、法制司法委員会における検討作業が進められている。どうか、本改正作業が順調にまとめられ、保険制度利用者の満足度を高め、韓国の保険産業と保険理論の発展の基礎になることを期待している。